

県南広域振興局長告示第 221 号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 34 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり休猟区を指定した。

平成 19 年 10 月 30 日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

1(1) 名称 花巻市東和町谷内休猟区

(2) 区域 花巻市地内の国道 456 号と市道小原前線との交点を起点とし、起点から国道 456 号を北に進み一般県道花巻田瀬線との交点に至り、同点から同一般県道を東に進みさらに南東に進み一般県道下宮守田瀬線との交点に至り、同点から同一般県道を東に進み市道武道坂線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み花巻市と奥州市の境界との交点に至り、同点から同境界を西に進み市道晴山梁川線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道若宮線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道小原前線との交点に至り、同点から同市道を西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 21 年 10 月 31 日まで

2(1) 名称 花巻市東和町小山田休猟区

(2) 区域 花巻市地内の主要地方道盛岡大迫東和線と市道小山田中央線との交点を起点とし、起点から主要地方道盛岡大迫東和線を北に進み花巻市東和町と花巻市石鳥谷町の境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進み主要地方道盛岡大迫東和線との交点に至り、同点から同主要地方道を北東に進み花巻市東和町と花巻市大迫町の境界との交点に至り、同点から同境界を南東に進み市道滑線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道小山田中央線との交点に至り、同点から同市道を西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 21 年 10 月 31 日まで

3(1) 名称 遠野市山口・飯豊休猟区

(2) 区域 遠野市地内の国道 340 号と市道土淵上郷線との交点を起点とし、起点から国道 340 号を北東に進み市道山口貞任線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道界木線との交点に至り、同点から同市道を東に進み遠野市と釜石市の境界との交点に至り、同点から同境界を南に進み主要地方道釜石遠野線との交点に至り、同点から同主要地方道を北に進みさらに南西に進み市道青笹飯豊線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道土淵上郷線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域からたかむろ鳥獣保護区を除いた区域

(3) 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 21 年 10 月 31 日まで

4(1) 名称 遠野市小友・鱒沢休猟区

(2) 区域 遠野市地内の国道 107 号と市道小友中央線との交点を起点とし、起点から国道 107 号を北西に進み市道高館線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道船渡線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道向和野線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道二日町小友線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道小友中央線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 21 年 10 月 31 日まで

5(1) 名称 北上市綱取休猟区

(2) 区域 北上市地内の国道 107 号と市道 6002017 号線との交点を起点とし、起点から国道 107 号を西に進み市道 6013736 号線との交点に至り、同点から同市道を西に進み国道 107 号との交点に至り、同点から同国道を西に進み市道 6002022 号線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道 6013307 号線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み林道北本内線との交点に至り、同点から同林道を北に進み国有林岩手南部森林管理署 1404 林班と国有林岩手南部森林管理署 1405 林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進み国有林岩手南部森林管理署 1404 林班と国有林岩手南部森林管理署 1406 林班の境界との交点に至り、同点から同境界を東に進み国有林岩手南部森林管理署 1403 林班と国有林岩手南部森林管理署 1406 林班の境界との交点に至り、同点から同境界を東に進み国有林岩手南部森林管理署 1406 林班と国有林岩手南部森林管理署 1502 林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進み国有林岩手南部森林管理署 1502 林班と国有林岩手南部森林管理署 1503

林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南東に進み林道菱内線との交点に至り、同点から同林道を南東に進み市道 6013051 号線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道 6001031 号線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道 6013054 号線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道 6002017 号線との交点に至り、同点から同市道を南を進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 21 年 10 月 31 日まで

6(1) 名称 北上市明神岳休猟区

(2) 区域 北上市地内の国道 107 号と一般県道口内伊手線との交点を起点とし、起点から国道 107 号を東に進み北上市と奥州市の境界との交点に至り、同点から同境界を南東に進みさらに南西に進み市道軽石線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み北上市と奥州市の境界との交点に至り、同点から同境界を西に進み一般県道口内伊手線との交点に至り、同点から同一般県道を北に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 21 年 10 月 31 日まで

7(1) 名称 西和賀町野々宿休猟区

(2) 区域 和賀郡西和賀町地内の国道 107 号と岩手県と秋田県の境界との交点を起点とし、起点から国道 107 号を北東に進みさらに南東に進み町道川尻・小繋沢線との交点に至り、同点から同町道を北東に進み一般県道湯川温泉線との交点に至り、同点から同一般県道を南に進み町道湯川・滑床線との交点に至り、同点から同町道を南に進み広域基幹林道小俣沢線との交点に至り、同点から同広域基幹林道を南西に進み民有林 53 林班と民有林 56 林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南に進み国有林岩手南部森林管理署 1348 林班と民有林 57 林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南に進み岩手県と秋田県の境界との交点に至り、同点から同境界を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 21 年 10 月 31 日まで

8(1) 名称 西和賀町新山休猟区

(2) 区域 和賀郡西和賀町地内の主要地方道盛岡横手線と林道小坂桐沢線との交点を起点とし、起点から主要地方道盛岡横手線を北東に進み町道新山線との交点に至り、同点から同町道を東に進み町道小杉沢線との交点に至り、同点から同町道を南東に進み林道小杉沢線との交点に至り、同点から同林道を北東に進み国有林岩手南部森林管理署 1089 林班と国有林岩手南部森林管理署 1082 林班の境界との交点に至り、同点から同境界を東に進み和賀郡西和賀町と花巻市の境界との交点に至り、同点から同境界を南に進み和賀郡西和賀町と北上市の境界との交点に至り、同点から同境界を南に進み国有林岩手南部森林管理署 1069 及び 1071 林班と国有林岩手南部森林管理署 1060 林班の境界との交点に至り、同点から同境界を西に進み林道桐沢線に通ずる山道との交点に至り、同点から同山道を西に進み林道桐沢線との交点に至り、同点から同林道を北西に進み林道小坂桐沢線との交点に至り、同点から同林道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 21 年 10 月 31 日まで

9(1) 名称 奥州市江刺区稲瀬休猟区

(2) 区域 奥州市地内の国道 456 号と一般県道広瀬三ヶ尻線との交点を起点とし、起点から国道 456 号を南西に進み市道広岡蕨ノ木線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み主要地方道一関北上線との交点に至り、同点から同主要地方道を北西に進み奥州市と北上市の境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進み市道自田線との交点に至り、同点から同市道を東に進みさらに南に進み一般県道広瀬三ヶ尻線との交点に至り、同点から同一般県道を東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域から岩手林木育種場銃猟禁止区域を除いた区域

(3) 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 21 年 10 月 31 日まで

10(1) 名称 奥州市江刺区立石・永倉山休猟区

(2) 区域 奥州市地内の国道 397 号と市道岩明榊和線との交点を起点とし、起点から国道 397 号を西に進み一般県道岩明岩谷堂線との交点に至り、同点から同一般県道を西に進み市道藤里口内線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道竹洞浅倉線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道柏木沢後田線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道白岩第 1 線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道藤里口内線との交点に至り、同点から同市道を北に進み主要地方道水沢

米里線との交点に至り、同点から同主要地方道を東に進み市道人首街道線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み一般県道口内伊手線との交点に至り、同点から同一般県道を南東に進みさらに南に進み市道八幡町裏線との交点に至り、同点から同市道を西に進み国道 397 号との交点に至り、同点から同国道を西に進み市道岩明柵和線との交点に至り、同点から同市道を西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域から奥州市江刺区玉里下川辺銃猟禁止区域を除いた区域

(3) 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 21 年 10 月 31 日まで

11(1) 名称 奥州市江刺区大幡・薪ヶ入休猟区

(2) 区域 奥州市地内の国道 107 号と奥州市と花巻市の境界との交点を起点とし、起点から国道 107 号を南西に進み一般県道玉里梁川線との交点に至り、同点から同一般県道を南に進み市道中宿下峠線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み奥州市と北上市の境界との交点に至り、同点から同境界を北西に進み奥州市と花巻市の境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進みさらに南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 21 年 10 月 31 日まで

12(1) 名称 一関市岡山休猟区

(2) 区域 一関市地内の国道 342 号と市道田尻線との交点を起点とし、起点から国道 342 号を東に進み市道本寺線との交点に至り、同点から同市道を南に進み主要地方道栗駒衣川線との交点に至り、同点から同主要地方道を南西に進み岩手県と宮城県の境界との交点に至り、同点から同境界を北西に進み民有林 302 林班と国有林岩手南部森林管理署 230 林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北に進み産女川左岸との交点に至り、同点から同川左岸を東に進み林道産女川線との交点に至り、同点から同林道を北西に進みさらに北東に進み市道田尻線との交点に至り、同点から同市道を北に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 21 年 10 月 31 日まで

13(1) 名称 一関市山谷休猟区

(2) 区域 一関市地内の国道 342 号と市道本寺線との交点を起点とし、起点から国道 342 号を東に進み主要地方道栗駒衣川線との交点に至り、同点から同主要地方道を北に進み一関市と奥州市の境界との交点に至り、同点から同境界を東に進み市道沼野噌味線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道平場結渡線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み国道 342 号との交点に至り、同点から同国道を北西に進み市道平場結渡線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道栗駒線との交点に至り、同点から同市道を西に進み主要地方道栗駒衣川線との交点に至り、同点から同主要地方道を北に進み市道本寺線との交点に至り、同点から同市道を北に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 21 年 10 月 31 日まで

14(1) 名称 一関市弥栄休猟区

(2) 区域 一関市地内の国道 284 号と市道一の沢 2 号線との交点を起点とし、起点から国道 284 号を東に進み一般県道白崖弥栄線との交点に至り、同点から同一般県道を南に進み市道鶴巻線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道中山線との交点に至り、同点から同市道を南西に進みさらに北西に進み主要地方道弥栄金成線との交点に至り、同点から同主要地方道を南西に進み市道須川幹線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道一の沢 2 号線との交点に至り、同点から同市道を北に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 21 年 10 月 31 日まで

15(1) 名称 一関市老松・日形休猟区

(2) 区域 一関市地内の国道 342 号と市道金流川左岸二号線との交点を起点とし、起点から国道 342 号を北に進み主要地方道弥栄金成線との交点に至り、同点から同主要地方道を北に進み市道大畑中屋敷線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道刈生沢線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道長沢中山線との交点に至り、同点から同市道を北東に進みさらに北西に進み主要地方道弥栄金成線との交点に至り、同点から同主要地方道を北東に進み市道中山線との交点に至り、同点から同市道を南東に進みさらに北東に進み一般県道白崖弥栄線との交点に至り、同点から同一般県道を南に進み主要地方道花泉藤沢線との交点に至り、同点から同主要地方道を南に進みさらに西に進み市道金流川左岸二号線との交点に至り、同点から

同市道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成19年11月1日から平成21年10月31日まで

16(1) 名称 一関市大東町山滝休猟区

(2) 区域 一関市地内の国道456号と一関市と奥州市の境界との交点を起点とし、起点から国道456号を南に進み一般県道猿沢東山線との交点に至り、同点から同一般県道を南に進み一関市大東町と一関市東山町の境界との交点に至り、同点から同境界を北に進み一関市と奥州市の境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成19年11月1日から平成21年10月31日まで

17(1) 名称 一関市矢越西休猟区

(2) 区域 一関市地内の国道284号と一関市千厩町と一関市室根町の境界との交点を起点とし、起点から国道284号を東に進み主要地方道本吉室根線との交点に至り、同点から同主要地方道を南に進み市道千厩新月東線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み岩手県と宮城県の境界との交点に至り、同点から同境界を南西に進み市道太田山線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道峯有切線との交点に至り、同点から市道峯有切線を西に進み主要地方道本吉室根線との交点に至り、同点から同主要地方道を北に進み民有林64林班と民有林104及び106林班の境界との交点に至り、同点から同境界を西に進み民有林64林班と採草地の境界との交点に至り、同点から同境界を西に進み一関市千厩町と一関市室根町の境界との交点に至り、同点から同境界を北に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成19年11月1日から平成21年10月31日まで